

麻疹風しん予防接種(第1期・第2期)を受けるにあたっての説明書

～予防接種を受ける前に必ずお読みください～



(2020-10-01)

1 麻疹・風しんの症状について

○麻疹

麻疹(はしか)は、麻疹ウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10～12日続きます。その後症状が出始めますが、おもな症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。

症状が出はじめてから3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんがはじめ、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

麻疹ウイルス感染により、免疫機能低下をきたすため感染症にかかりやすく、二次感染による肺炎・中耳炎が多く、脳炎の合併率は、約1,000人に1～2人の割合で発生します。はしかは、医療が発達した先進国でも、かかった人の約1,000人に1人が死亡する重症の病気です。

○風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状がでず、約14～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻疹より淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどがおもな症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる(眼球結膜の充血)などの症状がみられることもあります。

子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。

合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性が非常に高くなります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けたお子様のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻疹や風しんにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

○麻疹風しん混合ワクチン(生ワクチン)の主な副反応

(*麻疹と風しんの予防接種を同時に実施するとき使用、通常、このワクチンを接種します。)

おもな副反応は、発熱(接種した者のうち20%程度)や、発しん(接種した者のうち10%程度)です。これらの症状は、接種後5～14日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、かゆみなどがみられることがあります。これらの症状は通常1～3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結(しこり)、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

まれに生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、急性血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、脳炎及びけいれん等が報告されています。

3 予防接種を受けることができないお子さん

- ① 明らかに発熱(37.5℃以上)のあるお子さん
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーをおこしたことが明らかなお子さん
(*アナフィラキシーとは、通常30分以内におこるひどいアレルギー反応のことです。)
- ④ その他、医師が不適當な状態と判断した場合
- ⑤ 注射生ワクチン(例:水痘ワクチンなど)を受けてから接種間隔が27日以上あいていない場合

4 予防接種を受ける判断を行うに際して注意を要するお子さん

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- ② 過去の予防接種で、2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましん等のアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいるお子さん
- ⑤ 接種液の成分に対して、アレルギー（卵・抗生物質）があるといわれたことのあるお子さん
- ⑥ 輸血又はガンマグロブリンの注射などを受けてから3～6か月以上間隔があいていないお子さん

5 接種前の一般的な注意

- ① 体の調子に注意して、熱はないか、かぜ、下痢、その他の病気にかかっていないか、普段と違ったところはないかなど健康状態をよく確かめ、健康なときのみ受けてください。
- ② 感染症が治ってから、予防接種を受けるまでのあける期間は、かかりつけ医とご相談ください。
- ③ すでに配布済みの「予防接種と子どもの健康」ならびにこの説明書をご熟読ください。予防接種の効果や副反応、および※予防接種健康被害救済制度などについて理解したうえで、接種に同意したときに限り、接種を行います。

6 予防接種後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間程度は、お子さんの様子を観察し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンは4週間副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありません。
- ④ 接種当日は、はげしい運動はさげましょう。
- ⑤ 注射生ワクチンから注射生ワクチンを受ける場合（例：麻しん風しん混合ワクチンから水痘ワクチン）は、今まで通り27日以上接種間隔をあけてください。
注射生ワクチンから注射不活化ワクチンを受ける場合（例：麻しん風しん混合ワクチンから四種混合ワクチン）は、接種間隔の制限がなくなりました。



7 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 対象年齢を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

泉南市保健推進課（保健センター）
電話：482-7615